

承認

監査室長

基本方針	<p>1. 自動車リサイクル法施行2年目に入り 各部業務は繁忙状態から安定状態に入ると思われるが、業務の効率性追求のみならず部運営のガバナンスの向上、法令及び財団内部諸規程遵守(コンプライアンス)及びリスク管理のミナム・スタンダードの確立を支援し、内部統制の重要性を認識する風土の醸成を図り、業務の透明性及び公正性を保ち且つ説明責任を果たすようにする。</p> <p>2. 業務マニュアルで業務のプロセスを定義し標準化することが業務の効率化につながり又透明性の確保に役立つのみならず、ノウハウを文書化・伝承することにより業務の属人性や判断基準のブラックボックスをなくし 内部統制や意志決定のスピードを向上させることになるが、内部監査は業務マニュアルを基に内部統制等を検証するものであり、業務マニュアルが未完の部署に対して策定促進を引続き督促・支援する。</p> <p>3. 内部監査は業務監査を主体とし、業務外部監査の前段階と位置付け、問題点の指摘のみならず改善案等の提言を積極的に行う。</p> <p>4. 監査は全部署を対象にするが、効率性の観点から部署毎に濃淡・強弱をつけ、指定法人機能を持つ3部を中心に、わけても業務に特に幅及び深さがあり、自動車所有者・自動車製造業者・整備業者等世間の耳目が集まる資金管理センターに重点を置く。</p>
------	--

監査対象及び項目	被監査部名	監査担当者	月別監査計画(実線は実査、前後の点線は事前準備及び報告書作成期間を示す)													
			18.3	18.4	18.5	18.6	18.7	18.8	18.9	18.10	18.11	18.12	19.1	19.2	19.3	19.4
1. 自動車リサイクル法(R法)及び資金管理業務規程及び細則の遵守確認	資金管理センター	保谷	(平成17年度分 諮問委員会報告)							(事前準備) (実査) (報告書作成) (諮問委員会報告)						
2. 再資源化預託金等及び資金管理料金の收受、預託金等の運用及び払渡・支払が、R法及び資金管理業務諮問委員会審議等に基づき適正に行われていることの確認																
3. 寄附行為、調達規程、倫理規程、情報公開規程、稟議・決裁規程、会計規程、旅費規程、就業規則等本財団の重要規程の遵守確認																
4. R法、寄附行為、再資源化等業務規程及び細則、調達規程、倫理規程、情報公開規程、稟議・決裁規程、会計規程、旅費規程、就業規則等本財団の重要規程の遵守確認	再資源化支援部	保谷														
5. R法第106条第1、2号業務に関する収支管理が適正に行われていること及び同業務に関する諸契約の履行状況確認			(平成17年度実査)													
6. R法第106条第3～6号業務及び出えんされた特定再資源化預託金等の収支管理が適正に行われていることの確認			(平成17年度分報告書作成)													

